「資源循環型畜産の確立に向けて」

農林水産省生産局畜産部長 永村 武美



御承知のとおり、我が国の畜産は、食生活の多様化等による需要の増大を背景として順調な発展を遂げ、我が国農業の基幹的部門に成長しております。さらに、畜産は、農家による生産のみならず、加工、流通、飼料、衛生等の幅広い関連分野と密着した形で営まれ、一体となって地域の雇用や経済を支えております。今後とも、安全で良質な畜産物の安定供給といった役割はもとより、地域社会の活力維持、国土や自然環境の保全等の畜産の果たす多面的な役割は一層重要なものとなっていくと考えております。

一方、一昨年7月には、21世紀に向けた食料・農業・農村政策の基本理念として食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展等を掲げた「食料・農業・農村基本法」が施行され、また、昨年3月には、基本法の理念や施策の基本方向を具体化した「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたところであります。

畜産行政におきましては、基本計画を具体化した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」をはじめ、「飼料増産推進計画」、「家畜改良増殖目標」などの畜産振興に係る各種方針を昨年4月に公表したところであり、今後はこれらの方針等に即して、生産努力目標等の達成に向けた関係者の取組の支援をはじめとし、各般の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

また、本年は、年始早々の1月6日に中央省庁等改革が行われ、国内農業生産の維持・増大のための施策の総合的推進を担う局として生産局が設置される一方で、畜産分野のまとまりにかんがみて畜産部が設置されました。持続的な農業を発展させていくためには、耕種部門と畜産部門の連携が一層重要となっておりますが、自給飼料増産や家畜排せつ物の堆肥化及びその有効利用などの場面で、特に生産局としての一体性を活かすことができるものと考えております。

特に、持続的な農業の発展を図るためには、自然循環機能の維持増進により環境と調和のとれた農業の確保を図ることが重要であり、家畜排せつ物については、畜産環境の保全や資源の有効利用の観点から、これを適切に処理したい肥として農地に還元することを基本として、その利用を一層推進していく必要があります。

このため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、平成11年11月から施行されており、同法に基づき地域の実情を踏まえた施設整備目標を内容とし、平成16年度を目標年度とする都道府県計画が全ての都道府県で策定されたところであります。

今後は、補助事業や補助付きリース事業、制度資金、税制等地域の実情にあった支援措置により、たい肥舎等の家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、たい肥センターにおけるたい肥の成分分析、耕種農家に対するたい肥の散布に係る助成等のほか、たい肥需給マップの作成、たい肥投入効果の実証展示等の対策により、畜産と耕種の連携を深め、たい肥の円滑な流通、利用の促進を図っていくこととしております。

地域と調和した資源循環型畜産の確立を図り、我が国畜産が持続的に発展していくためには、これまで以上に生産者はもとより、農業関係団体、市町村、都道府県等の関係機関が一体となった取組が図られることが不可欠であり、また国としても可能なかぎりの支援をしてまいりたいと考えております。